

平成30年第1回定例会

教育民生常任委員会会議録

(平成30年3月6日)

栄町議会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程

平成30年3月6日（火曜日）午後2時00分開会

事件(1) 付託議案の審査

議案第8号 栄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例

出席委員（8名）

委員長	戸田 栄子 君	副委員長	高 萩 初 枝 君
委員	藤 村 勉 君	委員	早 川 久 美 子 君
委員	新 井 茂 美 君	委員	金 島 秀 夫 君
委員	橋 本 浩 君	委員	岡 本 雅 道 君

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 大野 博 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君 健康介護課長 青木 茂雄 君
総務課課長補佐 丸 彦 衛 君

出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君 書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（戸田 栄子君） ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（戸田栄子君） ただちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第8号、栄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例であります。

お諮りいたします。議案第8号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。いかがいたしますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（戸田栄子君） 異議なしと認めます。よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員 着席〕

古川総務課長及び青木健康介護課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、議案第8号、栄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、さらに補足説明がありましたらお願いいたします。青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） それでは、議案第8号の補足説明ということで述べさせていただきます。議案第8号につきましては、お手元の、いま配布してございます議案のほうの議案資料のほうを参照していただければと思います。

基本的には、今年の平成30年4月から、介護保険法の改正によりまして、指定居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市町村に移譲されることに伴いまして、この指定を行うための基準等を定める条例でございます。ですので、現在、千葉県が指定していた事務が、平成30年4月からは、町で指定するような形になります。

条例の構成につきましては、第1条から第33条で構成されております。第1条に趣旨の規定、第2条に定義規定をしております。第3条以下に、指定に関わる申請者の資格とか、また、その事業所の努めなきやいけない基本方針、また、職員の人員に関する基準、また、事業の運営に関する基準を具体的に定めるという形になっております。また、第33条においては指定居宅介護支援についての規定を準用する形で、基本方針や基準を定めております。

基本的な条例につきましては国の省令で定めた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に準じておりますが、第32条の記録の整備に関しては、町独自の基準を定めさせていただきます。

こちらの資料を参照しながらご説明させていただきたくと思いますが、改正内容としては、確かに介護保険法の改正という形なのでございますが、市町村に介護支援専門員の許可を置くことによって、事業所と保険者である町が連携を密にして、より良いサービスを提供するという一つの目的もございます。何分にも日々から窓口のほうに事業者のかたが相談に来たり、そういう形もありますので、利用者の方々のサービスの向上も含めまして町のほうにおりてくるというのが一つの趣旨でもございます。

では、条別にご説明させていただきます。まず、第1条、第2条につきましては、第3条までは説明させていただきましたので第4条関係でございますが、こちらにつきましては指定居宅介護支援の事業を行う上での基本方針を規定しております。

また、④でございます、第5条、第6条につきましては、従業員の人数なんです、利用者の数が35人ごとに1人というのがあるんですが、35人以内でしたら、よくいう介護支援専門員、通常、ケアマネージャーとかケアマネです、そのかたを35人に1人、置かなきゃならない。ただし、36人になった場合には2人置かなきゃならないというような内容でございます。また、第6条関係等も含めると、居宅事業所が置くべき管理者は介護支援専門員でなければならないというような内容を規定しております。

⑤番の運営に関する基準です、第7条から第32条関係になりますが、こちらにつきましては主な内容でございますが、第7条につきましては、利用申込者並びに家族に対しての運営規定とか勤務体系とか、また秘密の保持、事故発生時の対応等を説明する規定を義務付けしております。第8条関係でございますが、利用申込みに対しての理由なくサービスの提供を拒否する事を禁止する規定をしております。第9条関係でございますが、利用している事業所で事情によりサービス提供が困難になった場合は、ほかの指定居宅事業所のほうに紹介をして、その必要な措置をするというような規定をしております。第11条関係でございますが、各事業所は利用者は介護認定者であることから、認定の更新等についてのサービスの安定供給の観点から、申請手続や更新手続の代理申請も含めて支援しなきゃいけないという内容を規定しております。第13条関係でございますが、利用料等の関係なんです、介護サービスの給付の場合、本人負担分と介護保険から払います保険給付負担分との差額が生じないように義務付ける規定となっております。次、第15条関係でございますが、事業所を運営するに当たり居宅サービス計画の作成とか、ケアプランと言いますが、また、サービス担当者の会議とか、そういう形で円滑な業務の運営、また、ここではケアマネと言わせていただきます、ケアマネージャーの責任を規定しております。第16条の関係につきましては、事業所が円滑な業務をするために利用者やその家族、主治医、医者も含め、利用者にも最適な介護サービスを提供するための各種業務並びに介護サービスの基準を規定しております。第20条関係でございますが、指定居宅介護支援事業所の管理者の管理責務を規定しております。第21条関係でございますが、こちらにつきましては指定居宅介護支援事業者の運営に関する規定でございます。第22条が、利用者に

対する適切なサービスの提供を確保するための、職員の勤務体制等を規定しております。第23条につきましては、居宅介護支援事業者の支援の提供に必要な設備とか備品等を規定しております。例えば、事業を運営するために必要な面積を有する専用の部屋がある、設けなければならない、そういう細かな面積要件等も含めた規定でございます。第26条がやはり個人情報との関係、秘密保持という形で、業務上知り得た利用者並びに家族の秘密は保持を義務付けたものの規定をしております。第29条、苦情処理との関係ですが、利用者からの苦情の場合につきましては、当該事業者は利用者及びその家族、また、サービス事業者とか事情を聴き、苦情に係る問題点を適切に把握し、その対応策を検討し、利用者に説明する義務という内容を規定しております。第30条関係でございますが、事故発生時の処理という形で、利用者が安心してその事業所のほうで提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな報告義務等を規定しております。第33条でございますが、居宅支援事業者以外の支援サービスにつきまして、相当するサービスについてもこの条例の運用に関しての規定をしております。

次に、「3. 参考」の図を見ていただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

現行は、居宅介護支援事業者は千葉県のほうにその指定をしていただくための申請書類を一式、提出をして、県から指定の権限で決定を受けておりました。これが平成30年4月1日からは、その事業者の所在している市区町村に指定の申請をするというような形になります。今後、市区町村ではその申請内容を審査して、事業者の指定をします。その間、当然、定期的な指導とか監査とか、そういう形になります。ただし、権限委譲されたからといたしましても、千葉県につきましてはその申請とか指導・監査、各種事務の支援をしなきゃならないという形で、県のほう、今度はバックアップするような体制に変わります。その中で、権限移譲が千葉県は各市区町村への支援体制業務となりまして、申請事務、指導・監査、指導等の支援、助言業務というのが県のほうに発生します。また、当然、事業の内容につきましては、基準を満たしていないとかそうなりますと、あまりありえませんが勧告とか指定取消という事務につきましても、4月1日からは各市区町村に権限が移譲されるような形になります。

その中で今後、まず一つ大きく変わるのが、今まで千葉県に申請したという形なんですけど、現在、すでに指定を受けている事業所は、期間が満了に近付いた場合につきましては、4月1日からは事業所のある市区町村に指定の申請をするような形になります。例えばなんですけど、ちょっと大きな事業者でいくつかの市区町村に支店といいますか営業所を持っている事業所もございまして。そういうところは、今までは県に申請していたものが、その所在する市区町村に申請するというような形になります。例えば印西市、栄町、成田市に同じ系列の事業所があつて、今までは本店のほうで代理でできたんですけど、今後はそれぞれの事業所のある市区町村に申請するよう形に変わります。それと、今、指定機関との関係がございまして、今は6年という形が基準的な部分でございまして。その中で、恐れ入りますが、後ろのほうにうちのほうの事業所がいま、3か所ございまして。こちらのほうで指定更新期間が6年という形でございます。

で、新規がなければ最短でも平成32年3月31日に期限が来ます。医療法人社団育成會が最初に更新の手続きをして、その後、平成33年、平成32年という形で、今の既存の事業所につきましてはこの3か所が指定期限の約2か月前に申請をするような形になります。ただし、4月1日以降、栄町のほうに新規に事業所を開設したいとかそうなった場合につきましては、栄町のほうの介護総務班のほうに申請をするような形になります。

少し戻りますが、条例の部分で第32条第2項の関係なんでございますが、保存期限が通常は国の準則のほうですと2年なんですけど、当町のほうにつきましては5年にさせていただいております。保存期限は国の省令は2年となっているんですけど、地方自治法第236条の関係で返還請求が5年間で時効という形になります。当然、日々、間違いのないようにそういう介護給付をやったり請求したり、そういう事務をやっている場合もあるんですけど、中にはどうしても過誤調整という医療保険の関係でもございますが、そういう部分の関係のときに、5年によって遡って過誤調整できるという部分、また、そのために書類等を5年間保存していただかないと手続きができませんので、その部分が、今回、この部分がうちの町のほうの独自の条文という形になっております。

以上、雑駁な説明で恐縮なんですけど、基本的には今までの県でやっていた事務が各市町村におりてくる。県は今までやっていた部分が全て何でも事務的な部分がなくなると、各市町村の助言といいますか支援というか、そういう立場になって市町村を支援していただくという形になります。

また、今、担当の職員のほうもすでに何回か研修に行って、また東京のほうにも専門的な研修も行って、今、この事務の部分につきましては習得するような形でやっておりますが。先般、説明会のほうでも県のほうもその辺につきましては全面的にバックアップはしていただけないようなお話は聞いております。

以上、簡単でございますが補足説明という形で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（戸田栄子君） ありがとうございます。

それでは総務課のほうで、丸課長補佐もご参加いただいておりますので、もし説明していただけることがありましたらお願いいたします。特にありませんか。

ただいま説明がありましたので、これより委員の皆さんの質疑をお願いいたします。岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 事業者の指定を県から町に移す、そもそもなんで移さなきゃいけないのかという、その辺をまずお聞きしたいんです。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 先ほど権限移譲もあったんですが、保険者機能の強化という観点から、各市町村が居宅介護支援事業者と並びにケアマネージャー、その方々の支援の充

実を図るとというのが一つございます。県ですとやはり直接はなかなか聞けないところもありますし、また、日々、窓口のほうに代理申請と言う形で来ておまして、事業者並びにケアマネ、また保険者が連携を密にして、手続もあります介護保険サービスを受けている方々のサービスの向上とかそういう改善等も念頭に入っております。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） この条文の規定内容というのは、元々、県が県条例か何かで規定した内容を、原則、それをそっくり町の条例のほうにうつしたとみてよろしいんですか。

○委員長（戸田栄子君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸彦衛君） 元々、県が指定権限がありましたので、県が国の省令に基づいて県の条例を規定しておりました。今回、条例を制定するにあたりましては、当然、県の仕事に移譲するので県の条文もみましますし、国の省令が元になっておりますから国の省令をみながら条例を制定したということです。基本的に今、委員おっしゃったように県の条例を基本におろしてきたということだと思います。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 解説の概要資料の2ページ目に分かりやすい絵で描かれているんですが、これまで県が行ってきた指導・監督と事業者の指定を県から町のほうにうつしているわけですけども、この県に残っている「指導」というのが気になるんですけど、これは何でしょうか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） この「指導」につきましては、恐れ入ります、先ほど私のほうで説明したんですが、助言指導という形で、町のほうからある程度、わからないことと言ってはあれですが、聞いた場合に又は内容の審査の関係で問合せをした場合に、それに対しての指導という形で、事業者に指導するというような形ではございません。失礼しました、間違えました、すみません。この部分につきましては、町のほうで基本的には指導・監査のほうは、町が主体でやるんですが、一応、サブといいますかバックアップ的な部分の立場でございます。ここが少し説明不足で申し訳ございません。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） バックアップだったら上に書いてある支援の矢印のところやるべきであって、事業者に対して直接、指導をするというふうな図になっているんです。これがわからない。

○委員長（戸田栄子君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸彦衛君） おそらくこの図なんですけれども、介護保険法の第69条の38というところで、介護支援専門員に対しての指導みたいな部分は今回、介護保険法の改正では市町村ということで変わっておりませんので、その部分がこの図に出ているというこ

とですか。確かに今回、介護保険法が改正されまして、介護保険法の第79条が指定、第82条が届出の受理、第83条が報告、書類提出、出頭、立入り検査の指導権限、第83条の2の14条で勧告・命令、指定取消の権限、ここらへんが市町村におりてきた部分です。これが介護保険法の第79条から第84条にかけて改正されて、そのことによって町のほうに権限委譲になったとそういう根拠になってくるんですが、介護保険法の第69条の38あたりのここらへんの事務がまだ残っているのか、それをこの図の中で表しているということで事業者のほうに向かっている矢印。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 介護保険法の第68条か何か、私の手元になくて何か分からないんですけど。平たく言って、千葉県が事業者に対してどんな指導をすることになっているんですか。栄町からも指導するし県からも指導することがあって、この指導の種類とか中身が違うということにならざるを得ないんですけど。

○委員長（戸田栄子君） 休憩しますか。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 確認をとりますので、ちょっとお時間いただけますか。

○委員長（戸田栄子君） 暫時休憩ということで、今、調査をしていただきますので休憩いたします。

午後14時23分 休憩

午後14時28分 再開

○委員長（戸田栄子君） それでは再開いたします。青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 先ほどは失礼しました。

この分につきましては介護支援専門員が指定居宅介護事業所におりますので、その介護支援専門員、俗に言うケアマネージャーの指定権限は都道府県に残っております。この権限は引き続き都道府県に残りますので、そのケアマネージャーの指導とかそういう部分については引き続き県の管理という形の意味でこの矢印が。少し言葉足らずで申し訳なかったんですが、そういう形でございます。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） ということは、この支援事業者に勤めるケアマネージャーの指導ということ。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） はい、そうなります。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） わかりました。

最後に一つ、町で定めた基準がちらっと説明の中で出たかと思ったんですが、保存期間の話です、資料の。それだけですか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） はい。

○委員長（戸田栄子君） ほかに質疑はございませんか。藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 都道府県から市町村に移譲されるということなんですけれども、県から町に来て、町としてのメリットって何があるんですか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 先ほどのご質問でも申し上げたんですが、指定権限が県から市町村に移譲されるという形で、法的な部分につきましては保険者機能の強化といいますか、もうちょっと具体的に言いますと各保険者、各市区町村と指定介護事業者の連携を図るという意味での、連携を強化することによってより良い介護サービスを提供できるという部分がありますが。あとは事務的な部分はおりてきますので。正直言いまして多少は負担というのがないとは言えないんですが。ただ、指定期間が6年間ということでございますので、そんなにしょっちゅう指定の手続がくるというわけではございませんので。その辺の部分が一番大きいかと思えます。

○委員長（戸田栄子君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 今もちょっと話をしていたけれど、結局、町におりてくることによって今までも当然、やってるんですけども、仕事の量的なものでは増えるのかな。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 当然、事務的には今までになかった事務がそのまま市町村におりてきますので、指定の更新とかそういう部分、また、定期的な監査とかあれば実施するような形になりますので、事務的な部分は増えると思っております。

○委員長（戸田栄子君） ほかに質疑はございませんか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） ちょっと藤村委員とも関連しちゃうところだと思うんですけども、そうすると、町の職員の人員的な措置というか増やすとか、事務が増える以上、もう一人増やす必要があるのかということ、もしくはそれ以外にも何か財政的な負担はどうなるのかということをお聞きします。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） まず、人員的な部分はちょっと私、今は言えないんですが、財政的な部分につきましては明確な答えはまだきていないんですが、交付税の関係でそれにつきましてはみていただけるというような内容のお話を聞いているんですが、その率ですとか、まだ始まっていないものですので、この常任委員会が始まる前にも再度、県のほうにも確認し

たんですが、まだ詳細は決まっていないんですという答えでございまして、今、明確な数値とかはお伝えすることができないので。一応、そういう措置はあるというように聞いております。

○委員長（戸田栄子君） 橋本委員。

○委員（橋本 浩君） そうすると具体的な詳細はまだわからないけれども、仮にそのことによつて負担が増えて人員が増やさなきゃいけないとか、それ以外の何か整備をしなければいけないというときには、そういう措置が採られるということなんですね。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 今回の3月の補正にも、今度は4月から権限移譲されますので、その支出の改修の委託料ももっているんですが、そういう部分につきましてもある程度、そういう交付税等の関係でみていただけるのかなと考えております。

○委員長（戸田 栄子君） 橋本委員。

○委員（橋本 浩君） わかりました。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 4点ほどおうかがいしたいと思います。

一つ目には、第5条、人員に対する基準について。先ほど説明があったんですが、従業員数、利用者の数が35人ごとに1人、1人でも超えると1人増やすとこういう説明だったんですけども、町内に3事業所ありますけども、現在の状況についてはどうなのかが一つです。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 資料のほうにも、一番裏のほうに町内の事業所の3か所出ておりますが、一番上の「さかえ指定居宅介護支援事業所」が現在、利用されているかたが76名いらっしゃいます。それで介護支援専門員、ケアマネが3名いらっしゃいます。次の「栄白翠園ケアサービスセンター」のほうは今、55名利用されておまして、ケアマネが2名いらっしゃいます。最後に「印旛居宅介護支援事業所ほがらか」のほうですが、今、95名の利用者がおまして、ケアマネージャーが5名いらっしゃいます。

以上です。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） ということは、現状でも基準より多いケアマネが配置されているということですね。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 35名で1人ですので、町内の事業所におかれましては人数的には多く配置されているというような状況でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） あと第13条の関係でおうかがいしたいんですが、利用料等の受領ということで、第13条第2項ででしょうか、「指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料の

ほか、利用者の選定により通常の業務の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。」とありますが、これはケアマネが利用者のお宅を訪問したときは基本的には無料ではないんですか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 地域外ということですよ。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 栄町の利用者が栄町のケアマネに来てもらったときは無料だけでも、成田市、もうちょっと言えば下総松崎の事業所を利用しているケアマネが例えば竜角寺台とか安食台の利用者のところを訪問した場合は、利用料をいただくことができるというようなそういうあれですか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 交通費をいただくというような形になると思います。例えば今、申し上げたように、成田市の事業所が栄町のところに来ると、これは成田市から栄町に来ますので町内じゃありませんので、その部分での交通費相当額を徴収するというような形だと思います。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 地域柄もありまして、栄町のケアマネを利用されているかたも多いと思うんですが、成田市のほうも利用されている人もけっこう増えてきているのではないかと感じてうかがいました。

3つ目なんですが、苦情処理、第29条なんですが、現在もそうですけどもいろんなかたがおりますし、利用者も人間ですので、いろんなトラブルとかあれが出てくるとは思いますけど、どのような苦情が多いんですか。サービス内容とか何か。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 正直言いまして、事故も含めまして、必ず事業所はこちらに報告してくるんですが。例えば要介護いくつとなった場合に、それに対してのサービスがあるかと思うんですが、それに対して一概に言えませんが個人の判断がありますので、もうちょっとこうだったのかなとか、そういうのはあろうかなと思いますが、私の知っている範囲では、そういう苦情は私は聞いてはいないんですが。ただ、ここの部分については、苦情処理については、家族又はそれについては迅速に適切に対応しなきゃいけないという形でございますので。そのまま、ただ聞きっぱなしじゃなくて、それに対して対応するというのがここでの規定でございます。ただ、私のここ数か月は、事業所からの苦情的な部分は受けた記憶がございません。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 条例がないときもあっても、きちんと対応するというので。

最後なんですが、第33条関係です。基準該当居宅介護支援に関する基準ということで、こ

れに該当する事業所は栄町ではあるんですか、ないんですか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） この分については、今、栄町には該当ございません。

○委員長（戸田栄子君） そのほかに質問はありませんか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） ちょっとおたずねしたいんですけども、先ほども話が出ているんですが、県はバックアップをするということで、そうすると指導のことは先ほど聞いたんですけども、この下にある監査なんですけども、監査ということになると向こうから自動的に現場を見に来るとか、あるいはこれは会計監査なのか、どういうことなんでしょうか。

○委員長（戸田栄子君） 青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 監査と言いますと、例えばなんですけど、監査の内容としましては、当然、保険者と事業所がありますので、そのサービスを受けているかたの部分の介護給付分をうちのほうに連合会とおして請求してくるわけですが、対象サービスの内容とちゃんと合っているかどうかと、また、例えばケアプランの内容がちゃんと適正に併せてサービスが提供しているとか又は介護報酬の請求の関係につきましても資料、そういう書類がちゃんと残っているとか、また、職員の人員体制が当然、最初に出した計画があると、それに合わせてちゃんと例えば5人なのに4人だとまずいので、そういう勤務体系も必ず申請の内容と合っているかどうかと、そういう部分を監査するような形でございます。それが一応、町のほうで各事業所の日程、町がその業務を今後は行うような形になります。

○委員長（戸田栄子君） そのほかに質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（戸田栄子君） それではひとつだけ確認。この新制度によってケアマネージャーの責任というかケアマネージャーの持っている特質とか仕事の内容の充実とか、そういうのがすごく高まるような気がするんですけど、全体的に見て今までは県からあれして、今度、直接町が主体責任になるということは、より一層、ケアマネージャーの資質が問われる、たいへん雑駁ですけど。そういうことも一つこの中のテーマとしてあって、それはたいへんいいことだと私は思ってますけど。その辺のあれは特別、そこまでのあれはないんですか。青木健康介護課長。

○健康介護課長（青木茂雄君） 今、委員長がおっしゃったように、今までは県で事務的な部分を取り扱っていたと。それに対してのただ指定、許認可だけだったんですが、今後は各市町村の窓口に来て申請なりしていくわけですから、そういう中で改善策とか、また現在、利用している方々の居宅事業所のかかえている課題とか、保険者のほうとしてはある程度、助言できる部分があれば、それを行うことによって今後、うちのほうも高齢化が進んでいきますが、介護保険サービスを住民のかたにより良く提供できればなといった形では、先ほども藤村委員のほうのご質問にもございましたが、保険者と指定介護事業者並びにケアマネージャーの方々の

連携が密になることによって、よりサービスの向上が図れるのではないかと私は考えております。

○委員長（戸田栄子君） わかりました、ありがとうございました。

そのほかにございせんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（戸田栄子君） それでは、これより議案第8号に対して、委員各位からの討論を含めたご意見をお聞きいたします。討論はございせんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（戸田栄子君） これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成のかたは挙手を願います。

[挙手全員]

○委員長（戸田栄子君） 挙手全員。

よって、議案第8号、栄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任をさせていただきたいと思っております。

◎ 閉 会

○委員長（戸田栄子君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時47分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成30年5月16日

教育民生常任委員会
委員長 戸田 栄子